

## 令和2年第8回ニセコ町議会定例会 第1号

令和2年9月8日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 陳情第 3号 町道認定に関する要望書  
(陳情者/株式会社ルピシアグルマン 代表取締役 水口博喜ほか8人)
- 6 陳情第 4号 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情  
(陳情者/北海道索道協会 会長代行 若狭幸司ほか1社)
- 7 陳情第 5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書  
(陳情者/ニセコ町農民同盟 委員長 大田和弘)
- 8 委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告  
(総務常任委員会)
- 9 報告第 1号 令和元年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 10 認定第 1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
- 11 議案第 1号 ニセコ町教育委員会委員の任命について
- 12 議案第 2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更することの協議について
- 13 議案第 3号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更することの協議について
- 14 議案第 4号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更することの協議について
- 15 議案第 5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例  
(提案理由の説明)
- 16 議案第 6号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 17 議案第 7号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 18 議案第 8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算  
(提案理由の説明)
- 19 発議第 8号 地方税財源の確保を求める意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 篠原正男)
- 20 発議第 9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三)

21 発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案  
(提出者/ニセコ町議会議員 斉藤うめ子)

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	林知己
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	山本契太子
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
商工観光課参事	高橋葉子
建設課長	高瀬達矢
建設課参事	黒瀧敏雄
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	菊地博
学校教育課長	前原功治
町民学習課長	佐藤寛樹
学校給食センター長	富永匡

幼 児 セ ン タ ー 長  
農 業 委 員 会 事 務 局 長

酒 井 葉 子  
山 口 丈 夫

○出席事務局職員

事 務 局 長  
書 記

佐 竹 祐 子  
中 野 秀 美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの9日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、山本契太君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、菊地博君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と株式会社キラットニセコ及び株式会社ニセコリゾート観光協会における令和元年度の町の財政的援助等に係る事務事業の監査結果報告書、教育委員会より令和元年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を受理しております。また、農民運動北海道連合会から種苗法「改定」に関する意見書案

採択のお願いを受理しておりますので、報告します。その内容は、それぞれ別紙のとおりです。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第8回ニセコ町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長。

行政報告書1枚目をおめくりいただきます。総務課の関係であります。令和2年度普通交付税の算定状況についてということで本町の基準財政需要額が26億900万円、基準財政収入額が8億5,400万円、交付税基準額が17億5,400万円、交付決定額、記載のとおりでありまして、臨財債、臨時財政対策債発行可能額を含めまして18億3,900万円となっております。

次に、2として土地の購入であります。ニセコ町字羊蹄98番地6の原野2,327平方メートルを250万円で購入いたしております。これは土地開発基金を利用しておりますが、これは水道の現在の取水池のもう一つ、過去の古い取水池であります。将来の水需要に対応すべくそこに隣接する土地の購入を行ったものであります。

その下、3として後志町村会役員会等記載のとおりとなっております。

また、以下後志広域連合の状況につきまして、それぞれ記載のとおり会議を開催しております。

2ページ目であります。一番上、5として羊蹄山麓町村長会議、それぞれ記載のとおり羊蹄山麓の諸課題について町村長で議論しております。この中で8月21日、ニセコ町民センターにおいて羊蹄山麓町村長会議の方針というものを決定させていただいております。新聞等でご承知のとおり、8月13日、北海道新聞に寿都町が高レベル放射性廃棄物地層処分に関する文献調査の申請を検討しているという報道がなされました。これにつきまして住民の皆さんも不安、あるいは興味を持たれていることが大変多いということで羊蹄山麓の町村長が集まって意思確認を行っております。決定事項だけ読み上げます。1として羊蹄山麓町村長会議としては、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例に規定する特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言するの趣旨を尊重することが基本であるという認識で一致したということ、それから2点目、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に規定する施設の設置及び当該施設を設置するために必要な手続に着手することに反対の意思を表明する。3点目、ただし、特定放射性廃棄物の最終処分も含めた寿都町内での様々な勉強会や検討会については、寿都町の将来を様々な角度で真摯に議論することの一助となるのであれば大切なことであるとする。4点目、羊蹄山麓町村長会議は、寿都町内での議論の経過などについて周辺町村として大きな懸念を抱きつつ、非常に高い関心を持つ

て注視していることから、寿都町から時期を逸することなく適切な説明がなされることを求める。5点目、こうした中で、本件は後志管内、あるいは北海道全体で考え、行動することが必要となることも想定され得る事案であることを踏まえ、今後とも関係団体との連携も視野に対応していくことで一致しているということで、令和2年8月21日、羊蹄山麓町村長会議ということで意思決定をさせていただいております。

なお、8月27日、札幌市において羊蹄山麓町村長、あるいは後志町村会の首長が集まる会議の席上で寿都町長に対して同会議の決定を私のほうから伝達をさせていただいております。

なお、8月31日、文書にて片岡寿都町長宛てに提出をさせていただいたところであります。

2ページ目の内容のところの②であります。俱知安厚生病院の10月からの病床再編についてということで、これも俱知安町長から経過報告がなされました。現在の新型コロナウイルス感染拡大などの影響により病院経営が悪化する、これらに対応するため、急性期病床のうち8床を休床、使わないということにして、26床について回復期病棟への転換を図るということであります。この措置によって患者への影響はなく、また看護師スタッフの減少もない旨の報告があったということでございます。

以下、その下、6として9月5日に長谷川岳総務副大臣への要望会を開催させていただいております。羊蹄山麓正副議長会も共催としていただきまして、猪狩議長にもご出席いただき、ご発言をいただいたところあります。主な点は、過疎対策法制の今後についての要請活動、それから光ファイバーを中心とする地方通信網の整備について、それから何といても3点目は地方交付税、過去には20兆円から21兆円の国の地方交付税枠があったわけですが、現在15兆円、16兆円を推移するというところで大変地方自治体にとっては苦悩している状況を訴えさせていただきました。

次のページ、めくっていただきまして3ページ目ですが、8として上段から2段目ですが、ニセコ町新型インフルエンザ等対策本部会議、これにつきましては国の緊急事態宣言が解除されたということですので、新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく緊急事態宣言の関係でつくられましたニセコ町新型インフルエンザ等対策本部については廃止をすることといたしております。なお、ニセコ町独自の新型コロナウイルスに関する危機管理対策本部は引き続き13回を数えており、今後とも継続をして対策を講じていくという所存であります。

次、その下10番目、災害時における石油類の供給等に関する協定の締結を7月6日、小樽地方石油業協同組合と締結をさせていただいております。残念ながら丸和商店さんのガソリン、石油関係について別なところに移行するというところありますので、緊急時の災害対策として小樽地方石油業協同組合との連携協定を結んで、何か災害があったとき速やかにこれらの化石燃料の確保を図るというような協定でございます。

以下、11としてアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会、それから北海道防災総合訓練の参加等、4ページもずっと北海道、あるいは原子力防災の関係、これらについての会議、あるいは訓練等について記載をさせていただいております。

5ページ目までお進みいただきまして、5ページ目も原子力、それから放射線のモニタリングの状況、それから泊原子力発電所の安全対策、それぞれ記載されております。

また、後段の22として、下段であります。北海道電力の氏家副社長が来町され、泊発電所の地層等の調査、安全対策について私のほうで説明を受けております。

次、6ページ目、企画環境課の関係であります。北海道新幹線及び高速道路の建設促進について記載のとおりそれぞれ会議が行われております。

また、中段、2として後志総合開発期成会要望活動ということで地元中村衆議をお招きして要望会を開催させていただいたところであります。

その下、3として政党等についての要望活動、それぞれ（１）、（２）記載のとおり開催をしているところあります。

次に、7ページ目をおめぐりいただきまして、上段から2つ目、5として第1回小・中学生まちづくり委員会ということで、今年度の第1回という意味であります。ニセコの今と昔を比べてみようということで子どもたちの委員会を開催させていただいたところあります。

また、6として国際交流事業の実施状況、これら国際交流事業、ニセコ町は本当に活発でありまして、8ページ目までずっといろいろな国際交流員の活動を記載させていただいております。また、8ページ目の一番下であります。その他事業と書いてありますが、ニセコ町国際交流新聞の発行、あるいはニセコ町国際交流協議会のフェイスブックやホームページでの更新など日々行っておりますので、ぜひとも多くの皆さんに御覧いただければありがたいと思います。

次、9ページ目であります。7として令和2年度のデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。コロナ等の関係もあり、大幅な利用減というような状況であります。

8としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票について、以下、9ページの後段のほう、（１）、（２）とそれぞれ記載させていただいております。現在の基金残高3,997万1,816円というような状況でありまして、10ページ目の上段に地域別寄附者及びふるさと住民登録者数ということで、ふるさと住民登録者は現在75名ということになってございます。

その下、9として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてということで、臨時交付金のニセコ町の交付限度額、それぞれ記載のとおりとなっております。また、これまでの予算充当額が8月補正予算をということで2億1,753万5,000円というふうに記載をさせていただいたところあります。

その下、10として新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特別定額給付金の給付状況、8月10日までニセコ町は受け付けて終了させていただいております。給付対象世帯が2,589世帯、これは4月27日基準日となっております。申込み、給付決定世帯数が2,536世帯、97.95%という率になっておりまして、給付済み額が4億9,560万円というふうになっております。

その下、11としてコミュニティFMのラジオの配布状況、記載のとおりとなっております。

次、11ページ目おめぐりいただきまして中ほど、14として行政視察の受入れ状況、記載のとおりであります。

また、その下、15であります。光ケーブルIRU設備のNTT東日本への譲渡についてということで、日本で初めてのことであります。令和2年、国の応援を得て町が整備したものをNTTに譲渡するということをこれまでずっと協議をしておりまして、やっとうこういった記載のとおりと

なっております。令和2年6月30日付で第1期工事分、川北エリアのNTT東日本への譲渡を完了、第2期工事分の今年度中の譲渡を目指すということにつきましては、今年度中ということで今鋭意努力を進めているところであります。これにつきましては、全国で初めてのことでありまして、これまで四、五年間いろんな協議をさせていただいて、光ファイバーを整備してもなかなか加入率が高まらないというところが全国的には多いわけではありますが、ニセコの場合は100を超えているような加入率ということでありまして、何とか特例で譲渡ができないかということでNTTとずっと協議をし、最終的には国や様々な関係機関の了解も得て、今回こういったことになったというような状況であります。先般、長谷川総務副大臣が来られたときも今後についてはこういった方式で当該自治体の将来負担にならないような適切な民間への移行を国としても進めたいということのお話がありました。

その下、16として開町120年記念事業ということで、現在120年史の編さんをしております。その委員会を7月22日に開催をさせていただいたところであります。

次、12ページ目ではありますが、17として町民講座の開催ということで、やっとうこういった感染予防を最大限しながらまちづくり町民講座を開催できる状況になってまいりました。7月28日には第190回まちづくりということで長野県の地球温暖化防止対策や様々な環境政策を主導されておられました田中信一郎先生にご講演をいただいているところであります。また、(2)の191回まちづくり町民講座におきましては、近久武美先生、前北海道大学の教授でありまして、燃料電池等新エネ、省エネの権威の方ではありますが、ニセコ町においては平成15年、平成16年、ニセコ町新エネルギービジョン、あるいはニセコ町省エネルギービジョンを策定した際の委員長さんをされていた方でありまして、ご講演をお願いしたところであります。次、その下、(3)ではありますが、第192回まちづくり町民講座につきましては、株式会社トビムシの竹本吉輝先生にご講演をいただいております。今後ニセコ町の森林政策というものをさらに一步前に進めるために竹本先生のご指導を今後とも仰いでまいりたいと考えております。

その下、18としてニセコ町環境モデル都市推進委員会、7月29日等、記載のとおりそれぞれ部会も含めて開催したところであります。

13ページ目おめくりいただきまして、19として上段、第32回ニセコ町環境審議会、8月6日ということで記載させていただいております。

また、その下、20としてニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会、蘭越町で具体的な地熱調査のボーリングを現在行っておりまして、甘露の森の奥のニセコ町の河川敷地においても1本のボーリングを現在進めております。この地熱開発が蘭越、ニセコ両町の協力によって地域の貴重な資源として有効に利活用できるよう今後とも協議を進めてまいりたいと考えております。

以下、その下1つ飛んでいただきまして、22としてまちづくり会社の設立ということで、官民連携による持続可能な開発を目指すN I S E K O生活・モデル地区構築事業及び地域エネルギー事業を実施する事業主体としてまちづくり会社を設立したということで、名称、代表者、資本金等記載のとおりとなっております。今後は、まちづくり会社を中核として民間にできることは民間に、あるいは住民の皆さんへの自治というものを機能する、そういった大きく言えば第2の役場機能を担



う会社として成長していただきますようしっかり応援をしまいたいと考えております。

その一番下、23、オンラインの移住相談会、13ページ、それから14ページの上段のほうにそれぞれ記載しております。

14ページの中ほどであります、ニセコ中央倉庫群指定管理状況についてということで、今回の感染症の関係もありまして、利用者は記載のとおり大幅に減少しているとの状況であります。

次、15ページ目ですが、税務課の関係でございます。町税の収納状況ということで、そこに記載しておりますが、税等におきましてもコロナウイルスの影響等を鑑みて柔軟に、できるだけ納税者の立場に立って現在対応させていただいているところではありますが、町民税、固定資産税共々それぞれ減少しているとの状況でありまして、これらの見通しについては現在相当落ち込むという予想で今後財政運営等気を配ってまいりたいと考えております。

15ページが一番下ですが、2として町税等収納対策推進会議、7月28日に開催し、それぞれ手数料等含めた情報共有を行っているところでもあります。

次、16ページ目、町民生活課の関係であります。町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

2としてマイナンバーの関係ではありますが、マイナポイントの関係で現在申請件数は増加傾向というような状況であります。

その下、3であります、一般廃棄物の処理状況、ごみの収集量の実績ということで、前年比80.07%ということで観光客等の減もあり大幅な減少となっているところでもあります。

その下、使用済み家電の収集を7月31日、8月1日に行っております。

次、4として交通安全運動の推進についてということで17ページをおめくりいただきたいと思えます。中ほど、7として無料法律相談会の開催ということでそれぞれ記載のとおり開催させていただいております。

以下、野犬掃討、食中毒、狂犬病予防注射等、記載のとおり取り組んでいるところでもあります。

次、18ページ目ですが、保健福祉課の関係です。1としてニセコハイツ等の入居状況、それぞれハイツ、きら里とも定員どおりの入居となっております。

それから、2として第6回日本ユニセフCFCIということで子どもにやさしいまち委員会を7月29日に開催させていただいているところでもあります。

3としてこども館の利用状況、記載のとおりとなっております。

その下、4、各種健診等の実施状況をずっと18ページから19ページ、対がん検診等も含めて20ページまで記載させていただいております。

20ページ後段ですが、5としてエキノコックス駆除作業についてということで、ボランティアの皆さんの大変なご協力によりましてベイト散布が今年も記載のとおり実施されているところでもあります。

その下、6として4か町村健康づくり連携会議及び研修会が8月7日、積丹町において開催させていただいております。

次、21ページ目ですが、7として令和2年度地域包括支援センターの運営状況、7月31日

現在であります、総合相談や地域ケア会議、介護予防事業ですとか、記載のとおりそれぞれ実施しているところでもあります。

次、22ページ目、農政課の関係であります。1として町内の主要農作物の生育状況についてということで、表のとおり水稲、秋まき小麦、主要作物についてそれぞれ作況状況、平年並みということで推移しているような状況であります。

2として新たな農業委員の任命、7月20日に行っております。

その下、3としてニセコ町果樹産地振興協議会設立総会ということで、本町はワイン特区を取らせていただきまして、現在有機JASで生産をした醸造用ブドウに取り組んでおられる方もおられて、こうしたニセコワイナリーさん等を中心としてしっかりブドウ等の果樹を応援しようということで果樹の構造改善計画の樹立ということで現在進めさせていただいているところでもあります。

次、23ページ目であります、一番上、5としてニセコ小学校田植体験事業、例年のとおり6月10日に行わせていただいております。

以下、それぞれ会議等行っておりまして、8として町営牧場の運営状況ということで、5月22日に入牧して記載のとおり状況となっております。

次、9として有害鳥獣駆除業務についてということで、北海道猟友会倶知安支部ニセコ部会からの推薦を受けた方で主要構成する鳥獣被害対策実施隊、隊員は現在23名登録させていただいておりますが、以下のとおりカラスからタヌキ含めてそこに記載のとおり、それぞれ捕獲をしていただいているところでもあります。今後とも鳥獣被害対策につきましては、関係町村とも連携しながら進めてまいりたいと考えております。

次、24ページ目、10として明暗渠掘削特別対策事業、11、農業用水路補修事業、12、農業用水路等用地確定支援事業、それぞれ記載のとおりとなっております。

次、25ページ目、商工観光課の関係であります。1としてニセコ観光圏協議会、それから2としてニセコ山系観光連絡協議会、それぞれ記載のとおりとなっております、ニセコ山系クリーン作戦等も記載のとおり実施しております。

以下、3としてキラットニセコ株主総会の開催、それから5にニセコリゾート観光協会株主総会の開催、記載のとおりとなっております。

26ページ目御覧いただきまして、1つ飛ばしまして7として令和2年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおりであります、コロナウイルス感染拡大等、あるいは休んだり、そういったこともありまして、記載のとおり大幅な減少ということになってございます。

その下、8がようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

9としてニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会担当者会議等進めながら、この冬に向かつての対策をそれぞれ各スキー場と連携しながら協議を進めているというような状況であります。

以下、10以下各種ニセコ町が参加している協議会、全国協議会等の内容を27ページまで記載しております。

その27ページ中段から御覧いただきたいと思いますが、15として新型コロナウイルス感染対策に

伴う経済対策の進捗状況をそれぞれ記載させていただいております。（１）、商品券発行事業、これは6月1日現在に住民登録をしている町民の方全員に町内で活用できる商品券お一人3,000円分を配付し、町内消費の回復を図る、また母子健康手帳を交付された妊婦の方に対しても追加で1人3,000円分の商品券を配付ということで実施したところであります。商品券郵送件数は2,555世帯、商品券総額が1,498万2,000円となっております、商品券の有効期限は12月14日ということになっています。商品券取扱店数は、多くの皆様のご協力を得まして91店舗が参加をいただいたところであります。

次、28ページ目ではありますが、（２）、事業者経営維持・未来支援給付金事業ということで町内事業者の皆さんにそれぞれ未来支援給付金として15万円を給付するという事業ではありますが、現在の状況におきましては記載のとおりとなっております。

それから、その下、（３）ではありますが、観光施設持続化支援給付金事業ということで、これにつきましてはゴルフ場利用税、あるいは入湯税を納付いただいている事業者の皆さんのそれぞれの施設が将来維持できますようにということで、おおむね税額の20%程度を交付させていただいたものでございます。

29ページ目をおめくりいただきたいと思います。一番上、（４）、飲食店等応援割引クーポン発行支援事業ということで、6月4日にタウンメールにより町内2,524世帯に配付しております。クーポン取扱店数が26店舗ということで、執行状況は記載のとおりとなっております。

その下、（５）、ニセコ応援福袋販売促進事業、これにつきましてはニセコに来られない人のために多くの町内での消費を促すという意味で進めたものであります。詳細な記載については、記載のとおりとなっております。

その下、（６）、ニセコ町買物相談・配達代行支援事業ということで、買物代行加盟店21店舗にご協力いただきまして、記載のとおりそれぞれニセコ商工会の事業実施ということで行わせていただいております。

30ページ目ではありますが、（７）としてニセコフォトチャレ支援事業、記載のとおり多くの皆様のご参加の下、実施されております。

その下、（８）として綺羅ポイントカードによるニセコ元気回復事業ということで、綺羅ポイント5倍還元セールということで9月1日から11月30日まで綺羅カード加盟店で毎日ポイント5倍セールを実施するというので、これからの非接触型社会ということが大きな国の方針でもありますので、キャッシュレス決済にも付与するというのでニセコ町内におけるキャッシュレス化を推進してまいりたいと考えております。詳細は、記載のとおりとなっております。

次、31ページ目、（９）としてニセコ町中小企業特別融資ということで、連携金融機関、北海道信用金庫ニセコ支店にお願いをしております、9月10日から翌年、来年の2月26日までということで、融資につきましては1事業者に対し事業資金を50万円から500万円融資するというような事業であります。制度的には相当有利な制度というふうを考えておりますので、ぜひ北海道信用金庫ニセコ支店にご相談賜ればありがたいと思っております。

その下、（10）としてニセコ町勤労者福祉厚生資金支援事業ということで、ニセコ町在住の勤労

者の方が福利厚生として生活資金の貸与を受ける事業というのはニセコ町これまでもやっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により予期せぬ出費や大変なご苦勞をされているということも想定されまして、資金融資の拡充を図るということでやったものでありまして、5年間の利子補給、保証料の無償化を行いまして勤勞者の生活の安定を図りたいということであります。北海道労働金庫倶知安支店が窓口ということで、8月20日から翌年3月31日までということにしておりまして、融資額は北海道労働金庫に加入している勤勞者、これは10万円以上300万円以内、北海道労働金庫未加入者、言ってみれば組織的な労働に従事していない人も含めて10万円以上200万円以内ということで、生活資金、あるいは教育資金に利用できるということでありますので、これもぜひ北海道労働金庫倶知安支店等にご相談を賜って活用願えればありがたいと考えております。

その下、(11)としてニセコ町観光回復イベント開催支援事業、詳細は記載のとおりとなっております。今後熟度を高めてまいりたいと考えております。

次、32ページ目、(12)としてニセコ町飲食・宿泊元気回復支援事業ということで、飲食店、宿泊等の利用を促進するため、全町民に飲食、宿泊券の配付をし、町内需要の喚起を行うということで、今後開始するものでありまして、10月下旬から翌年の1月31日までの期間を現在予定しております。町民の皆さんお一人2,000円、500円券を4枚それぞれに交付させていただくということで作業を進めているところであります。

次、32ページ目後段、建設課の関係であります。ニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、それぞれ記載のとおり委員会を開催させていただいております。

次、33ページ目おめくりいただきまして中ほど、飛ばしまして3、国土利用計画法に基づく土地取引の状況についてということで、土地の取引状況、記載のとおりとなっております。

その下、4として景観条例に基づく協議状況ということで、令和2年6月から8月までの間で開発事業で4件、屋外広告物で1件の協議がなされております。

次、34ページ目、上下水道課の関係であります。(1)として宮田地区(里見)の配水管漏水事故、7月13日に発覚し、以下のとおり対応させていただいたところであります。

次、35ページ目、農業委員会の関係、おめくりいただきたいと思っております。農業委員の改選についてということで荒木隆志会長、大野智美会長職務代理者、以下、お名前や写真につきましては「広報ニセコ」9月号、19ページに記載しておりますので、ぜひ御覧いただければありがたいというふうに思います。

以下、山麓地区の農業委員会でありますとか、そういった農業委員会関係の会議について記載のとおりとなっております。

次、36ページ目であります。消防組合ニセコ支署の関係であります。1、羊蹄山ろく消防組合議会在6月25日、7月22日それぞれ開催されておりました。2として消防団の分団訓練、7月3日、10日、8月4日それぞれ開催されております。また、以下各種の会議、それから訓練等、37ページまで記載のとおり開催されたところであります。

37ページ中段以下、11、災害出動についてということで、火災出動、警戒出動、山岳救助出動、救助出動、それぞれ38ページまで記載のとおりとなっております。また、この中で1点、じんか

い収集車から収集したごみから発火するということがありまして、ボンベ等の抜き忘れを含めた様々なことが発生しますので、こういった点の啓発等も今後強化をしてみたいと考えております。

39ページ目、12としてニセコ救急の出動先別出動状況、記載のとおりとなっております。

以下、40ページ以下建設工事、あるいは委託工事等の進捗状況について記載のとおりとなっておりますので、後ほど御覧賜ればありがたいと思います。

以上で第8回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、教育長、菊地博君。

○教育長（菊地 博君） おはようございます。それでは、引き続きまして私のほうより第8回ニセコ町議会定例会に当たり教育行政報告を行わせていただきます。

教育行政報告、令和2年9月8日提出、ニセコ町教育委員会教育長、菊地博。

それでは、お手元の資料1ページをお開きください。大きな1、教育委員会の活動を記載しております。（1）、教育委員会議につきまして、7月8日開催の第5回定例会におきましては、報告事項として会計年度任用職員の任用等5件、議案としてニセコ町教育ICT整備プランの策定など3件について、またその他として公営塾、ニセコみらいラボ、ニセコ高校の令和4年度から始まる新教育課程及び寄宿舎の運用について説明と協議を行っております。

続いて、②の8月7日開催の第6回臨時会におきましては、報告事項として2件、議案として令和3年度使用教科用図書の採択についてなど4件について審議しております。その他としてニセコ高校の次年度募集について協議を行っております。教育委員会としまして次年度の生徒募集を道外に広げ、道内に身元保証人を設けることを条件に、志を持ってニセコ高校で学びたいという生徒を全国から受験することを可能とするなどの方針を取りまとめました。この方針につきましては、今後町とも協議をいたしまして、内容を整理した上で議員の皆様にも改めてご説明をしたいと考えております。

続いて、（2）、教育委員会活動状況の点検・評価について、8月31日に外部評価委員会を開催し、令和元年度教育委員会の活動状況の報告及び所管ごとの事務事業について説明の後、3名の外部評価委員から教育振興基本計画の施策ごとに評価、意見や助言をいただいております。その結果につきまして報告書にまとめ、本日提出させていただきました。後ほど御覧いただきたいと思っております。今回の評価結果を踏まえ、今後の事務事業の推進及び改善に努めてまいります。

2ページに移りまして、大きな2、学校教育の推進についてです。（1）、学校運営につきまして、コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、これまで中止または延期としていた各学校の行事につきまして予防対策を講じながら少しずつ実施をし始めているところであります。ニセコ小学校では参観日を昨日と今日、2日間にわたり分散実施、5年生の宿泊学習を8月27、28日に町内及び泊村の施設での実施、近藤小学校では6月から延期していた運動会を9月5日と記載しておりますが、前日雨が降りましてグラウンドコンディションが不良ということで9月6日に実施をしておりますので、9月6日に訂正をお願いしたいと思います。中学校につきましては、野球、陸上などの大会への参加、また中段から下の⑤にありますように中学校と高校のリモート交流授業、ニセコ小

学校の5年生の田植体験などがこの間行われております。また、⑥としまして、主にニセコ中学校において英語の指導に当たっている外国語指導助手、ロバート・レパルティン氏の7月29日からの1年間の任用継続について記載のとおりでございます。

3ページをめくっていただきまして、⑦の会議・研修及び下段の⑧、後志教育局学校教育訪問指導について記載のとおりであります。感染症対策の対応のため、会議につきましてはインターネットによるオンライン会議が非常に多くなっているところです。会議・研修の下から2つ目の丸になりますが、みんなの教育委員会、北海道教育委員会主催により開催されまして、道内各地から保護者、生徒を含む教育関係者44名が参加し、このコロナ禍の中の学びの保障及び教育活動の実施について意見交換を行ったものであります。後志からは5名の参加でありましたが、本町から大橋教育委員が参加し、保護者の立場から学芸会や修学旅行などの学校行事について意見を述べたところです。現在の状況の中でどのように教育活動を進めていくか今後の道教委としての方針に参考にしていこうものと考えております。

4ページに移りまして、(2)として令和3年度使用教科用図書の採択手続につきまして、①に教科書展示会、②に第4地区採択協議会の調査委員会及び協議会、③に採択結果について記載をしております。来年度から中学校新学習指導要領改定に伴う教科用図書の採択となっております。

5ページをめくっていただきまして、(3)に児童生徒の状況について記載をしております。①には8月1日現在の在籍児童生徒一覧、②に特別支援教育を要する児童生徒と指導態勢の状況を記載しております。

その下、(4)、学校保健関係につきまして、記載のとおりでございます。

6ページに進んでいただきまして、(5)、学校安全につきまして町内小学校5年生を対象とした防犯模擬訓練、子ども110番の家を7月28日にニセコ小学校での屋内体育館を会場に実施しております。不審者等に対する自分の身を守る訓練として毎年実施しているものでございます。

続いて、(6)、子ども議会につきまして、今年度は小学生が9名、中学生、高校生がそれぞれ1名の合計11名の子ども議員により8月5日に懇談会形式で実施をいたしました。高校生が初めて参加する議会となりました。今回は1名のみの参加ということでありましたが、子どもたちによる小中高の連携を図る上では非常によい機会になったと考えております。それぞれの子ども議員からは教室の増設やパソコン整備など学校の設備の問題、クラブ活動や行事の廃止など学校の課題、ショッピングモールやサイクリングロードの整備など地域の課題、いろんな角度から自分たちの身近な問題から課題を見つけ、解決に向けた質問や意見が出されたところです。こうした子どもたちからの率直な意見等をこれからの教育施策の推進やまちづくりにつなげていきたいと考えております。

また、今年度はコロナウイルス感染症対策のため、3密を避けるということで事後活動は行わず、感想文の提出をもってまとめとする予定です。

次に、(7)、ニセコスタイルの教育の実施状況につきまして、①、コミュニティ・スクールの関係で全体委員会及び部会活動、広報活動について記載をしております。今年はコロナ禍の中、会議の持ち方や支援の方策を模索しているところです。その一つとして、今年は職業体験が難しいと

ということで、進路指導の支援として模擬面接等への協力や事業者と連携した食育DVDの作成など地域人材の活用を図り、学校教育へのサポートに取り組んでいるところです。

次に、7ページをめくっていただきまして、②に一貫教育の関係について記載しておりますが、小中学校のリモート乗り入れ授業及び小中高合同研修会をそれぞれ開催しております。リモート授業につきましては、中学校の英語教員が事業者となり、インターネット会議システムを用いてニセコ小学校と近藤小学校の6年生が授業を受けるという初の試みでやったものです。この授業には後志教育局及び管内の他校教職員とも情報共有を図りながら行っております。また、合同研修会につきましては、後志教育局の義務教育指導官を講師として町内の小中高校の教職員を対象とした研修を行っております。通常学級における支援が必要な生徒への対応について、全体への言葉かけの重要性や課題解決型の授業の推進など、特別支援教育の進め方に貴重なポイントを学んだ研修となっております。

続いて、(8)、幼児センター関係につきまして、春の遠足、5歳児のお楽しみ会、フッ化物洗口の実施状況、入園児童の状況について記載をしております。

8ページに進んでいただきまして、預かり保育の状況、子育て支援センター関係、一時保育の状況について記載をしております。コロナウイルス感染症の影響により、前年度に比べて利用者がいづれも減少している傾向がございます。

9ページをめくっていただきまして、⑦に休日保育の状況、⑧に子育て講座等の事業実施の状況を記載しております。

次に、(9)、ニセコ高等学校関係ですけれども、①に先ほどありましたようにニセコ中学校との連携授業、②に生徒募集に向けた活動について記載をしております。生徒募集につきましては、7月に入り札幌市内の中学校への訪問及び管内中学校における学校説明会等を実施しております。その他電話による問合せ等も数多くありまして、10ページの上段にありますように、10月10日に体験入学を開催予定であります。これを機に、さらに生徒募集の強化に留意してまいりたいと考えております。

また、9月1日よりニセコ高校のホームページをリニューアルいたしました。今年度中学校や関係機関に配布しているポスター及びパンフレットと同じフォームで作成しているということで、見やすく検索しやすいつくりになっております。ニセコ高校の情報を発信する上ではホームページは重要な媒体となると考えておりますので、今後さらに改善を加えていく方向であります。ぜひ御覧いただきましてご指摘等賜ればありがたいというふうに思います。

続いて、10ページの④に国内研修の実施ということで、3年生の生徒が参加した遠軽町施設での農業体験実習について記載をしております。

続いて、(10)として学校給食センター関係の7月7日に実施しました担当者会議につきまして記載のとおりでございます。

次に、11ページをめくっていただきまして、大きな3、社会教育・社会体育の推進についてです。(1)の社会教育活動につきまして、①として7月28日に開催をしました第1回社会教育委員会会議について記載をしております。

②の放課後こども教室につきましては、現在のところも感染症対策ということでまだ閉校しているところではありますが、現在指導員の方と打合せをしているところです。

続いて、③、少年体験事業について記載をしております。この間子ども自然体験事業ということでニセコチャレンジを3回、それから今年から始めております公営塾、ニセコみらいラボを3回実施しております。ニセコチャレンジでは、昨年につき8月8日に羊蹄山登山を実施いたしました。15人の小学生が参加し、ほとんどの子どもが山頂まで登ることができました。地域の大人の方も合わせて9名が協力してくれまして、子どもたちの様子を見守りながら一緒に登ったということがあります。また、公営塾のほうですけれども、今年は試行実施ということでポイント的に7月から実施をしておりますが、8月29日には生け花教室の講座を持ちまして、小学生、中学生男女それぞれ合わせて20名が参加をしました。講師には花道の免許を有する町民の方をお願いしまして、子どもたちの経験者は1名だったのですが、ほとんど初体験という中、講師の説明やアドバイスを真剣な様子で聞いて花を生けておりました。ふだんなかなか味わえない日本の文化を経験する貴重な機会になったと考えております。このように、学校教育、社会教育の両面におきまして地域の教育力を活用し、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えるという観点でこれからもニセコスタイルの教育を進めてまいりたいと考えております。

次に、12ページの上段で④として寿大学の活動状況についてですが、現在のところまだ学習会、学習計画を中止という状況ではありますが、学生同士の交流をつなげるという試みとしてラジオニセコを活用し、ラジオ寿大学に取り組んでおります。ラジオを通して学生仲間の声を聞き、楽しんでもらうなど、大学再開までの番組として取り組んでまいりたいと考えているところです。

続いて、(2)の文化・図書活動につきまして、①に有島記念館の展示事業、②に普及事業について記載しております。普及事業では能登谷安紀子さんのバイオリンリサイタル及び地元の編集者、ライター、帽子職人でもある沼尻賢治さんのトークライブを人数制限の上で開催をしております。こうしたイベントの開催も町民の方皆さん待ち望んでいるものと考えまして、今後におきましても十分に感染症対策を講じながら計画的に実施を進めてまいりたいと考えております。

次に、13ページをめくっていただきまして、③として鉄道文化遺産・ニセコエクスプレス収蔵事業につきましてJ R北海道との懇談の内容について記載をしております。

次に、④、学習交流センターあそぶっくの令和2年度7月までの利用状況を記載しております。現在予防対策を講じながら一部制限の上、運営を行っております。

以下、⑤としてあそぶっくの会の4月から7月までの活動状況、14ページ中段まで記載をしております。

14ページ中段の(3)、社会体育・スポーツ活動につきまして、ニセコ中学校におけるアスリート訪問事業を4回実施、また8月30日に本町の総合体育館で行いました管内の中学3年生によるバドミントン交流大会の様態について記載をしております。

15ページをめくっていただきまして、③として町民ラジオ体操会、④として冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動につきましての担当者の会議について記載をしております。

最後に、(4)としてコロナウイルス感染症対策に伴う社会教育施設の運営状況につきまして15ペ



ージから16ページにかけて記載をしております。それぞれ予防対策を講じながら運営しているところでございます。

以上で教育行政報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により午前11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時06分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 陳情第3号から日程第7 陳情第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、陳情第3号 町道認定に関する要望書から日程第7、陳情第5号 種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書提出を求める陳情書までの3件は、会議規則第91条の規定に基づき産業建設常任委員会に付託します。

◎日程第8 委員会報告第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告について報告を行います。

総務常任委員長、篠原正男君。

○総務常任委員長（篠原正男君） それでは、令和2年度総務常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は、令和2年7月13日から15日の計3日間であります。

出席委員は総務常任委員会委員全員で、説明のため出席した者は阿部総務課長ほか記載のとおりであります。

調査事項は、総務、財務、税務、企画、社会福祉、保健衛生、環境衛生、交通安全、住民基本台帳・戸籍、学校教育及び社会教育、その他総務常任委員会の所管する事務です。

調査結果の一部をかいつまんで申し上げます。総務課関係では、過疎対策法が検討されておりますが、ニセコ町は過疎地域指定から除外される見込みにあるため、事前に過疎地域指定除外を見越した財政運営を早急に立てる必要がある。

企画環境課関係では、町内交通について、にこっとBUSには課題が多いと言われている。利用者だけではなく利用しない人も含めた満足度の点検を常に行い、常に利用状況の見直しを行ってはいかがいか。

町民生活課関係では、町全体のごみ排出量が増加しており、ごみ減量策を進める必要がある。一方、ごみ減量のための分別やリサイクルを進めると、残ったごみでRDFを作成することになる。すると、RDFの質が下がるという矛盾にどのように対応するのか検討する必要がある。

学校教育課関係には、近年のニセコ高等学校入学者の減少は当該高校存続の危機と言える。このことはそれぞれの共通事項として認識されているものの、今後とも教育委員会と学校が一体となった効果的な取組で入学者の確保と魅力ある学校づくりを邁進されたい。

このほか記載のとおりであります。

以上、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいま報告のあった総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの総務常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については町長に対し善処されるように要望したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第1号の所管事務調査の結果報告については、これを受理し、善処を必要とする関係部分については町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

#### ◎日程第9 報告第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、報告第1号 令和元年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、よろしくお願いたします。日程第9、報告第1号 令和元年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

議案の2ページを御覧ください。本件につきましては、地方財政健全化法に基づき地方公共団体の財政状況を客観的、統一的に表し、また全体像を把握するため、決算に基づきこれらの財政の健全化に関する指標を算出することとされております。

それでは、2ページの報告第1号 令和元年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項（健全化判断比率）及び第22条第1項（資金不足比率）の規定により、令和元年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

本文でも述べましたが、別紙で監査委員の意見書をつけておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

それでは、3ページを御覧いただきたいと申します。上段の表に令和元年度決算に基づきまして4つの比率を掲載してございます。一番左側、一般会計に関わる実質赤字比率、その隣、特別会計

まで含めた連結実質赤字比率、これら赤字は全ての会計で発生しておりませんので、いずれの比率も発生しないことから、横棒が引いてございます。続きまして、実質公債費比率について、これは標準財政規模に対する町が単年度で実質的に負担する公債費の比率となりますけれども、元年度決算に基づきまして10.9%で、昨年度より0.7ポイント減少しております。比率の減少についてですが、幼保一元化施設、幼児センターの整備に関わる町債の償還完了に伴いまして、分子となる公債費が減少したことが主な要因でございます。なお、実質公債費比率は過去3カ年の平均を用いますが、単年度で見ますと平成29年度が11.9%、平成30年度が11.1%、令和元年度が9.9%となっております。続きまして、一番右側、将来負担比率ですが、標準財政規模に対する町が将来的に負担すべき実質的な公債費の比率でございます。昨年度より4.4ポイント増加して、36%が元年度の決算に基づく数字でございます。比率の増加についてですが、役場新庁舎・防災センター建設工事1年目の実施など、地方債残高が1億8,447万1,000円の増となり、分子に当たる将来負担額が増加したことが主な要因となっております。

続きまして、議案の3ページ下段にあります資金不足比率ですけれども、公営企業会計ごとの資金不足比率を示すもので、資金不足額が発生しておりませんので、全ての比率横棒ということになってございます。

なお、別冊でニセコ町令和元年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率計算表を配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

報告第1号に関する説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第1号 令和元年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みとします。

#### ◎日程第10 認定第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第10、認定第1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第10、認定第1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定でございます。

議案の4ページをお開きください。認定第1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、下記令和元年度ニセコ町歳入歳出決算を別紙監査委員

の意見をつけて議会の認定に付する。

記、1、令和元年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算から6、令和元年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算まで6会計の歳入歳出決算となります。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案の別紙といたしまして5点の資料をつけております。ご確認いただければというふうに思います。まず、横長の令和元年度ニセコ町決算関係書類という厚い書類でございます。それと、こちらにも厚い令和元年度における主要な施策の成果についてという書類でございます。それから、横長の令和元年度ニセコ町決算概要という書類、それと3枚物で令和元年度特定目的基金の運用状況報告書、それと最後に監査委員の意見書、この5点が添付書類となります。この5点が決算認定の関係資料でございますので、これらを基に令和元年度決算概要についてポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

それでは最初に、縦の厚い書類、令和元年度における主要な施策の成果、こちらを使って概要をご説明したいと思っております。こちらの主要な施策の成果の2ページを御覧ください。2ページ、ニセコ町の財政状況とあります。その1ページ進んでいただいて、3ページから決算の概況ですけれども、令和元年度の一般会計決算については役場新庁舎・防災センター整備や綺羅乃湯の施設改修といった大型事業を実施し、歳入歳出ともに前年度決算を上回っております。

3ページ中ほどのグラフを御覧ください。令和元年度の基金残高においては、国営緊急農地再編整備事業基金や減債基金など積み立てた基金もありますが、公共施設整備基金及び庁舎建設基金を取り崩して事業を実施したため、基金総額は約1,103万円の減少となりました。また、地方債残高については新規投資的事業の優先順位づけや計画的な執行で着実な減少が図られておりますが、令和元年度は役場新庁舎・防災センター整備事業などを実施したことにより、全会計で約8,902万円の増加となりました。今後も大型公共事業を進めていくことから、財政運営の安定化や災害等を含めたリスク管理を高めていくため、これまでの取組を継続し、将来の財政負担を考慮しながら地方債残高の適正管理に努めてまいります。

4ページ、上段の決算状況の表を御覧ください。表の2番目の行にあります歳入合計は5億5,164万円余りということで、7,439万円ほど増額となっております。その下、歳出合計は48億6,611万円余りということで、4,891万円ほど増額となっております。

3ページ中段のグラフの下側に戻っていただきまして、令和元年度の主な事業といたしましては、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の防災機能強化を図るため、コジェネレーションシステムの導入等の施設改修工事を実施しております。これによりまして、指定避難所としての避難者の健康面や衛生面の配慮が図られるほか、平常時における温室効果ガスの排出抑制にもつながる施設となっております。令和2年度の完成を目指しております役場新庁舎整備については、建設工事の1年目が実施されております。防災拠点としても機能を発揮することができる防災センターと庁舎の複合整備を進めております。また、国の直営事業となりますが、国営緊急農地再編整備事業に着手して5年目となり、現在鋭意工事に取り進んでおりますが、今後も国の制度を活用した対策を進めてまいります。

4ページに進んでいただきまして、歳入から歳出を差し引いた実質的な収支は、上の表の中段、

実質収支額という欄になりますが、前年度より増額となりまして1億8,553万円余りの黒字となり、次年度の安定的な財政運営に必要な額を確保した結果となっております。

続きまして、歳入の状況ですけれども、4ページの表の下から記載してございます。主要な財源であります地方交付税は、特別交付税が3,529万円増額となった影響により対前年度2,575万円の増額となり、臨時財政対策債を合わせた実質的な普通交付税については町税収入の増により3,691万円の減額となっております。税収の75%相当は普通交付税において減額査定となりますが、残りの25%相当は町の留保財源となるため、税収の増はよい傾向と言えます。町債は、大型公共事業の実施に伴い、対前年度1億6,122万円の増額となっております。町税についても全ての税目で増額し、対前年度2,618万円の増額となっております。

歳出については、公債費は平成18年度をピークに減少傾向にあり、令和元年度は対前年度3,659万円の減額となりました。役場新庁舎の元金の償還が始まります令和7年度までは横ばいの傾向が続く見込みでございます。財政決算の状況を示す指標のうち実質単年度収支も2,573万円の黒字となっております。財政の弾力性を示す経常収支比率は、1.3ポイント増の86.5%となっております。

それから、財政状況を示す指標の状況については、先ほどご報告したとおり実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率について5ページの上に表を掲載してございます。

5ページの下グラフでは財政状況を示す指標の経年推移が載っておりますので、こちらも御覧いただきたいというふうに思いますが、財政構造の弾力性や公債費負担と財源確保のバランスなどに今後とも留意をしまいたいと考えてございます。

次に、決算データの概況につきましては、一般会計は次のページの6ページ以降、特別会計は9ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それから、同じくこの冊子の15ページ以降に重点施策の概要が記載されております。また、61ページ以降には施策の詳細ということで個別事業の実績書が載っておりますので、こちらも後ほどお読みいただきたいというふうに思います。

こちらの主要な施策の成果についての説明は以上で終わります。

続きまして、A4の厚い横長の令和元年度ニセコ町決算関係書類、こちらについてご説明をさせていただきます。1ページから6ページに令和元年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

7ページを御覧ください。7ページ、歳入歳出差引き残高が1億8,553万1,279円で、基金繰入額なしとなっております。

それから、8ページから236ページにかけまして歳入歳出決算事項別の明細書がございまして、この中で特に不用額が大きな事業を中心に、かいつまんでご説明をさせていただきます。まず、歳出の2款総務費、43ページになります。43ページ、歳出の2款総務費について、1項総務管理費、1目一般管理費、中ほどになります、43ページ、590万円余りの不用額ですが、43ページから48ページにかけての各種事務実績による執行残でございます。44ページの上のほう、9節の旅費については、特別旅費で長野県佐久市の派遣延長がなかったことによる執行残が82万円、それから普通旅費で見込みより実績が減ったことに伴う執行残が83万円などが主な要因となっております。

続きまして、63ページまでお進みください。63ページ、8目自治創生費の260万円余りの不用額については、SDGs通信事業やローカルスマート交通事業などの各種事業の見直しによりまして、主に8節の報償費や65ページの13節の委託料の一部が不用となったことに伴う執行残となっております。

続きまして、72ページになります。72ページ、中ほど13目の職員厚生研修費の348万円余りの不用額については、9節旅費、また73ページ、19節負担金補助及び交付金の特別旅費の関連経費で、当初見込んでいた長期の研修等に不参加となったことによる執行残が主な要因となっております。

78ページにお進みください。78ページから81ページにあります17目の職員給与費の2,260万円余りの不用額につきましては、職員の退職や採用実績などによる執行残となっております。

次に、101ページまで飛んでいただいて3款民生費でございます。101ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の398万円余りの不用額については、107ページまでの中で主に103ページの下段の13節委託料や104ページの19節、それから106ページの20節の扶助費において福祉関係のサービスや扶助制度の利用実績に伴う執行残でございます。

107ページになります。107ページの一番下に2目の老人福祉費601万円余りの不用額につきましても、先ほどの民生費の社会福祉費、総務費と同様の理由となります。

続いて、118ページにお進みください。118ページの下段になります。4款衛生費でございますが、1項保健衛生費、119ページの2目の予防費の399万円余りの不用額につきましては、123ページまでの中で主に120ページ、役務費や121ページの委託料、122ページの20節扶助費におきまして、各種のがん検診や総合健診、またインフルエンザ等の予防接種、それから不妊、不育治療費の利用実績に伴う執行残となっております。

次に、129ページまでお進みください。129ページ、7目の環境対策費282万円余りの不用額については、主に7節の賃金で予定していた任期より前に臨時職員が退職したことに伴う執行残でございます。

次に、6目農林水産業費ですが、145ページまでお進みください。145ページ下段の1項農業費、6目農地費262万円余りの不用額については、148ページの19節負担金補助及び交付金の農業用水路の補修事業補助や多面的機能の支払交付金事業の交付金の実績に伴う執行残、それから28節の農業用集落排水事業特別会計繰出金の実績に伴う執行残となっております。

次に、151ページになります。2項林業費、1目林業振興費の278万円余りの不用額については、152ページ下段の工事請負費、156ページの11節需用費の実績による執行残や159ページ下段の工事請負費2,297万円余りの不用額のうち160ページ上から2段目にあります繰越予算で実施をいたしました綺羅乃湯の施設改修工事の不用額2,292万円、それから19節負担金補助及び交付金で161ページの上から4段目のアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会負担金、162ページの上から4段目、ニセコ観光魅力アップ事業補助、そこから3つ下のMICE受入支援事業補助の執行残が主な要因となっております。

次に、消防費でございます。180ページまでお進みください。180ページの消防費、1項1目消防費で483万円余りの不用額については、19節の負担金補助及び交付金で消防ポンプ自動車や消火栓

更新工事等の執行残が主な要因となっております。

続いて、10款教育費について184ページ、1項教育総務費、4目の教育諸費467万円余りの不用額については、主に185ページ、7節の賃金において臨時教諭賃金4名分の予算措置を行っていましたが、年度途中で1名が退職し、3名での勤務体制となったことに伴う執行残となっております。それから、186ページ、12節の役務費、また187ページ、下段の18節の備品購入費では、予定しておりました小学校におけるインターネット環境整備につきまして令和2年度にGIGAスクール関連の国庫補助事業が創設される見込みとなったことから、事業を見送ったことによる執行残も主な要因でございます。

次に、204ページまでお進みください。4項の高等学校費の204ページの中ほど、4目の寄宿舎管理費の535万円余りの不用額につきましては、主に11節の需用費で入寮生の減に伴います賄い材料費の減、それから205ページの13節委託料で週末等の閉寮日の増に伴います寄宿舎管理業務委託料の執行残が要因となっております。

次に、206ページ、5項1目幼児センター費の500万円余りの不用額につきましては、7節の賃金において配置職員を嘱託職員から正職員で採用したことによる執行残や207ページ、11節需用費で新型コロナウイルスの影響により給食の提供が減ったことに伴う賄い材料費の執行残、このほか休日保育利用者の減に伴う時間外勤務手当、災害により先進地視察を見送ったことによる特別旅費や施設型給付費負担金の執行残が主な要因となっております。

次に、221ページまでお進みください。221ページの一番下、下段になります7項の保健体育費、1目保健体育総務費317万円余りの不用額については、主に222ページ中ほどの8節報償費、223ページ下段の14節使用料及び賃借料など各種事業に伴う執行残となっております。

次に、226ページの下段、3目の給食センター費673万円余りの不用額につきましては、227ページの7節の賃金または11節の需用費において新型コロナウイルスに伴う臨時休業の影響により給食日数が減ったこと、それからニセコ高校1年生の入学が見込みより少なく、賄い材料費の執行残が生じたことが主な要因となっております。

235ページになります。235ページの下段、13款の予備費については、新型コロナウイルスに伴うA L Tの帰国旅費やニセコ斎場における火葬台のバッテリー交換など、緊急対応として計9件、約222万円の予算充用を行っております。

237ページをお開きください。一般会計の実質収支に関する調書を掲載してございます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計についての説明を終わります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の決算書ですが、239ページから241ページに令和元年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

242ページを御覧ください。歳入歳出の差引き残高が84万9,807円で、基金繰入額なしとなっております。

それから、243ページから251ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、252ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算書ですが、253ページから255ページに令和元年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

256ページを御覧ください。歳入歳出の差引き残高が6万900円となっております。

それから、257ページから263ページにかけて歳入歳出決算事項別の明細書、264ページには実質収支に関する調書を掲載してございますので、こちらも後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算書ですが、265ページから267ページに令和元年度のニセコ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

268ページを御覧ください。歳入歳出の差引き残高が64万8,171円となっております。

それから、269ページから279ページにかけまして歳入歳出決算事項別の明細書、280ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。こちらも後ほど御覧いただきたいと思います。

続きまして、公共下水道事業特別会計の決算書ですが、281ページから283ページに令和元年度のニセコ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

284ページをお開きください。歳入歳出の差引き残高が61万1,554円となっております。

それから、285ページから295ページにかけまして歳入歳出決算事項別の明細書、296ページには実質収支に関する調書を掲載してございますので、こちらも後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

続きまして、農業集落排水事業特別会計の決算ですが、297ページから299ページに令和元年度のニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書を掲載してございます。

300ページをお開きください。歳入歳出差引き残高が11万7,627円となっております。

それから、301ページから306ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、307ページには実質収支に関する調書を掲載してございます。後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

続いて、財産に関する調書について説明をいたします。308ページを御覧いただきたいというふうに思います。土地、建物が（1）の表、山林が（2）の表となっております。元年度における土地の変動は、字絹丘の土地、山林や字近藤の土地、原野の寄附を受けたこと、それから福井地区のコミュニティセンターの一部を分筆して行政財産から普通財産、原野に変更したことにより、2万60.22平米の増加となっております。また、建物の変動では西富地区町民センターを二階建てから平家に変更したことに伴い、56.25平米の減となっております。それから、309ページに有価証券及び出資金等の現在高、310ページから312ページにかけて物品等を載せてございますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

続いて、313ページ、債権関係の起債でございますが、産業振興資金貸付金については1件900万円の新規貸付けを行っておりまして、そのほか年度中に繰上償還を含む返済額713万2,000円を受け、決算年度末の現在高が186万8,000円の増額となっております。

最後に、314ページ、基金関係の記載でございますが、特に増減が大きな基金を中心にご説明をいたします。なお、若干の金額増につきましては利子収入によるものですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、一番右側の備考欄という欄がございますけれども、この金額につきましては3月31日以降の出納整理期間において積立てや取崩しがあったものでございまして、そ



の左側の欄にあります決算年度末現在高や決算年度中増減高には含まれませんので、こちらもご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、左側の表の公共施設整備基金について、公営住宅新団地の整備や農村公園再整備などの基本計画並びに各公共施設の補修を行うための財源として2,600万円の取崩しを行いました。次に、土地開発基金の用地において、町民センター裏の全6筆、1,350平米を取得し、現金については主にその取得分として1,546万4,000円が減額し、決算額は1億7万3,000円となっております。減債基金については、将来の安定した財政運営に向けた今後の起債の償還財源として1,330万円を積み立てております。また、社会福祉事業基金に指定寄附をお受けした計30万円についても積立てを行っております。右の列に移りまして、産業振興基金については、先ほどご説明申し上げたとおりですが、年度中の返済により現金及び貸付金が増減してございます。ふるさとづくり基金においては、お受けした寄附金の合計2,318万9,000円の積立てを行いました。また、子育て環境の整備や環境保全活動など各種事業への充当財源として1,600万円の取崩しを行っております。庁舎建設基金では、寄附のありました100万円の積立てを行いました。また、役場新庁舎整備における起債充当されない一般財源分として2,000万円の取崩しを行っております。国営緊急農地再編整備事業基金について、後年の負担金返済に向けて1,000万円の積立てを行っております。その下、森林環境譲与税基金では、森林環境譲与税248万2,000円と同額を積み立てております。国民健康保険基金は、財源調整のため1,390万円を新規に積み立てております。一番下の北海道市町村備荒資金組合積立金については、道内全市町村が災害に備えるために積立てを行っております。本町積立分に対し利息分13万9,000円の増額となっております。

以上で決算認定に関する説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件については、私議長と監査委員である浜本和彦君を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

#### ◎日程第11 議案第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） 日程第11、議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

議案の6ページを御覧ください。議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字曾我480番地31、氏名、越湖明美、昭和34年10月7日生まれ。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴いまして、教育委員会委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。現在教育委員会委員を務められております越湖明美さんの任期が9月30日をもって満了となることから、引き続き越湖さんを教育委員会委員に任命することについて議会に同意を求めるものでございます。

越湖さんは、人格が高潔でございまして、これまで教育分野をはじめ行政の各委員を務められて、まちづくり全般において精通しており、国際交流事業など地域ボランティア活動にも積極的に参加しております。教育においてもあそぶっく職員として子どもとの触れ合いも多く、教育、文化に関し識見を有しておることから、教育委員会委員として同意を求めるものでございます。

越湖さんの略歴等につきましては、議案の7ページから8ページに掲載してございます。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これよりニセコ町教育委員会委員の任命についての件の質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時56分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 議案第2号から日程第14 議案第4号

○議長（猪狩一郎君） 日程第12、議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更することの協議についてから日程第14、議案第4号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議についてまでの3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長（林 知己君） それでは、日程第12、議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更することの協議について説明をいたします。

議案の10ページをお開きください。議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

11ページ下段に提案理由を記載しておりますので、読み上げます。提案理由、令和元年7月31日をもって札幌広域圏組合が、令和2年3月31日をもって山越郡衛生処理組合が、令和2年9月30日をもって奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から脱退することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約別表第1を改めることについて協議するため、本規約を提出するものであります。

規約の一部改正でございますが、ただいまの提案理由のとおり、3組合の解散による脱退に伴い、別表第1から削るものでございます。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行となります。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更することの協議についてでございます。

議案の12ページでございます。議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちら13ページ下段の提案理由を読み上げます。令和2年3月31日をもって山越郡衛生処理組合が、令和2年9月30日をもって奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、北海道市町村職員退職手

当組合から脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同規約別表（２）を改めることについて協議するため、本規約を提出するものであります。

こちらにも規約の一部改正ですが、ただいまの提案理由のとおり、２組合の解散による脱退に伴い、別表から削るものでございます。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行となります。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第4号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議について説明をいたします。

議案の14ページになります。議案第4号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議について。

地方自治法第286条第1項の規定により、関係組織団体との協議に基づき、別紙のとおり規約を変更したいので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

こちらにも15ページ下段の提案理由を読み上げます。令和元年7月31日をもって札幌広域圏組合が、令和2年3月31日をもって山越郡衛生処理組合が、令和2年9月30日をもって奈井江、浦臼町学校給食組合が解散し、北海道市町村総合事務組合から脱退することに伴い、北海道市町村総合事務組合同規約別表第1及び別表第2を改めることについて協議するため、本規約を提出するものでございます。

こちらにも規約の一部改正ですが、ただいまの提案理由のとおり、３組合の解散による脱退に伴い、別表の変更となっております。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行となります。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

3件ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更することの協議についての質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更することの協議についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更することの協議についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議についての件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号から日程第18 議案第8号

○議長(猪狩一郎君) 日程第15、議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件から日程第18、議案第8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件まで4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第15、議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案の16ページとなります。議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきましては、17ページ下段に記載してございますので、読み上げます。提案理由、地方公務員法第16条における欠格条項の除外として、刑の執行猶予など情状により参酌すべきものがある場合を失職の例外とするために本条例を提出するものです。

改正の内容につきましては、別紙でお配りしております新旧対照表も併せて御覧いただきたいというふうに思います。条例の改正でございますが、まず第6条を第7条とし、第5条の次に失職の例外として第6条を加えます。第6条ですが、任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員で、この法第16条第1号の規定するに至った職員とは執行猶予を含む禁錮以上の刑に処され、職を失う職員となります。その法第16条第1号の規定に該当するに至った職員でその罪が過失によるものであって、かつ刑の執行を猶予された者のうち特に情状により参酌すべきものがあると認めるときは、その職を失わないものとするができる改正となります。

2項では、前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、

その職を失う改正です。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行いたします。

次に、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による町民参加につきましては、住民参加等の手続を要しないとしてございます。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第6号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

横長の議案、議案第6号、こちらでご説明をさせていただきます。議案の1ページでございます。議案第6号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,281万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,948万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに載せてございます。

4から5ページを飛ばしていただきまして、6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。7ページの歳出を御覧ください。下の欄の合計でございますが、今回の補正額6,281万5,000円増額の財源については、国、道支出金で1,377万6,000円の増額、地方債で4,660万円の増額、その他財源で1,752万7,000円の減額、一般財源では1,996万6,000円の増額でございます。

説明の都合上、歳出の16ページを御覧ください。16ページ、1款議会費、1項1目議会費において、8節の旅費では特別旅費110万3,000円の計上です。現行の過疎対策特別措置法が来年3月末で時限により失効となり、新たな過疎対策法を制定する方向で検討が進められておりますが、その新たな過疎対策法について本町が過疎指定地域から外れるような条件で検討が進められている状況の中、過疎対策法については議員立法であることから、議員及び職員で直接国の関係機関や国会議員に出向いて意見書を提出し、本町の現状を理解してもらうことで新過疎法における財政的支援を訴えることが必要と考え、4人ずつ計4回分の特別旅費について補正するものでございます。

17ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目交通安全費、14節工事請負費の交通安全街路灯改良工事26万8,000円については、平成17年度に整備した道道岩内洞爺線の街路灯14灯、これは別冊の補足資料で図面でも載せてございます。補足資料と大きく書いた1枚物の裏に図面でも載せてございますが、セイコーマート付近から国道5号交差点までの区間のうち故障により点灯しなくなった

2か所についてナトリウム灯からLED灯に変更するための工事費を補正するものでございます。

4目基金積立費、24節積立金では、社会福祉事業基金積立金15万円の計上です。社会福祉への寄附を2件お受けしたことから、その同額を社会福祉事業基金に積み立てるため補正するものです。

8目自治創生費、12節の委託料では、ニセコ町森林ビジョン策定業務委託料297万円の計上です。森林資源を潤滑利用させるために域内調達率向上に向けた取組を進めておりますが、昨年度の基礎調査において森林更新の時期を見据えた長期的な森林整備、素材生産面の課題が浮き彫りになったところでございます。この課題解消に向けては森林の持つ公益的機能や多面的機能、あるいはニセコ町らしい森づくりの在り方などを町民、関係事業者、行政が議論、共有する必要がある、その土台として森林づくりの基本理念と方向性を示す森林ビジョンを定めるとの結論に至っております。本事業については、地方創生推進交付金2分の1の採択を受けて実施していますが、このほど森林ビジョンの策定について追加変更が認められたことから、森林ビジョンの策定に取り組むこととし、その費用について補正するものでございます。

15目の町民センター費では、財源内訳の変更で200万円の計上です。

20目の庁舎等整備費、11節役務費の通信運搬費及び12節委託料と14節の工事請負費の通信線の敷設工事では、役場新庁舎内に公衆無線LANを整備するため、その所要額について補正するものです。公衆無線LANは、来庁者の利用をはじめ導入を検討しておりますペーパーレス会議システムや行政事務で使用しているインターネット接続の障害発生時にもホームページやSNSで災害情報を含めた情報発信が可能になるなど代替回線としての機能を兼ねることもできるようになります。役務費では、契約料と接続料で8万5,000円、委託料では公衆無線LAN構築業務委託料で197万7,000円の計上、工事請負費の通信線の敷設工事では無線LAN配線工事で130万9,000円の計上となっております。14節の工事請負費の役場庁舎・防災センター建設工事133万3,000円については、役場新庁舎の建設に伴い、防災機器を移設することとなりますが、防災無線及び気象観測装置のアンテナを設置するために必要となるアンテナマスト、これはアンテナを取り付ける際に芯となるポールになりますが、そのアンテナマストの工事費を見込んでいなかったことから、所要額を補正するものでございます。また、災害時に送信施設やラジオニセコが被害を受けてコミュニティFMが送信できなくなったとしても新庁舎から防災情報を送信することができるように、コミュニティFM送信設備用のアンテナマストの設置や配管工事等をするための費用も併せて補正の計上となっております。17節の備品購入費では、一般備品で660万円の計上です。役場新庁舎の建設に当たり町内在住や本町に縁のある画家等の作品、絵画ですとかオブジェ、これを購入、展示するため必要となる費用を補正するものです。これによりまして、地元作家を応援し、地域に密着した文化活動の一助とするほか、有島記念館所蔵作品の展示も検討し、町民や来客者に芸術作品に触れる機会を増やすと同時に有島記念館への誘客効果も高めてまいります。予算内容としては、絵画については町内在住、縁のある作家、縁のある画家五、六人、作品数6から7点、オブジェについては町内作家1人分を見込んで、全体で550万円、そのほか作品展示キャプションで55万円、日焼け防止アクリル板で22万円、オブジェの展示用台座等33万円の合わせて110万円、550万円と110万円合わせて合計660万円の計上となっております。



次に、22目新型コロナウイルス特別対策費について説明をいたします。2節の給料では、会計年度任用職員83万円、また18ページが一番上、3節の職員手当等では会計年度任用職期末手当21万6,000円の計上でございます。こちらは、依然として新型コロナウイルスの終息が見込めず、本町の緊急経済対策においても実施期間を延長するなど長期に及んでございます。このことから、現在定額給付金給付事業で雇用している会計年度任用職員1名について任用期間を10月31日から令和3年の3月31日まで延長するための経費を補正するものです。業務内容については、今後実施予定の綺羅ポイント支援事業やプレミアム商品券事業など、新型コロナウイルス感染拡大緊急経済対策に関わる各種事業の推進対応に当たります。18ページの12節の委託料では、機器保守委託料24万9,000円、それから17節の備品購入費の一般備品のうち移動受付支援システム導入費として855万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、他の市町村から転入する際は住民登録のほかに必要なに応じて印鑑登録、国民健康保険や介護保険への加入、それからこども医療費の申請など、多くの申請書に住所、氏名、生年月日等を繰り返し記入することとなり、来庁者の負担となっております。また、滞在期間が長くなること自体が密になる原因ともなり、本町の場合は冬期間に転入が集中することから、待ち時間が長くなる状況にあり、これらを解消するため、移動受付支援システムを導入するものでございます。このシステムは、転入者が持参いたします転出証明書をスキャナーで読み取り、内容を文字データ化し、各種様式へ転記するものでございます。転入者は、タブレットにサインをするだけで国民健康保険や介護保険などの申請書も作成ができます。また、システムで必要な手続のチェックもできることから、事務的な確認漏れも防ぐことができます。これによりまして、転入者の手間を大幅に省くとともに、密の発生を抑制し、来庁者の利便性の向上と感染防止対策に取り組んでまいります。システム保守委託料は、2か月分で24万9,000円の計上です。一般備品では、パソコン、タブレット、スキャナー各2台、プリンター1台のシステム導入費の計上となっております。次に、省エネ診断等支援業務委託料200万円、平成31年3月に策定いたしました第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランにより温室効果ガスの排出削減と経済活動の活性化の両立に向けた各種施策を観光事業者等に推進しているところでございます。しかし、新型コロナウイルス感染症によって本町においても観光業を中心に大きな影響を受けており、今回それらの町内事業者に対して省エネ診断等の支援調査を行うための費用を補正するものです。実施内容は、ヒアリングや訪問調査等を通じてニーズを把握し、省エネ診断の募集、選定、実施をすることで身近なところからできるエネルギーコストの削減や中長期的なコスト削減など、各事業者のニーズに対応した事業環境の改善を図ります。

続いて、13節使用料及び賃借料では、会議録作成支援音声認識システム使用料44万円の計上です。音声認識技術を活用した会議録作成サービスを利用するために必要となる利用料、それから録音するための赤外線マイクシステムや少人数会議を想定した簡易マイクシステムの購入費について補正するものでございます。なお、赤外線マイクは、新庁舎の議場で整備される製品と同じであるため、マイクの故障時や数が足りない場合は互いに融通できるほか、赤外線マイクシステム自体については他の公共施設等でも100ボルト電源がある場所に移動して活用することが可能となります。会議録作成支援音声認識システムの使用料は月額8万円で、11月から来年3月までの5か月分の計上と

なります。また、赤外線マイクシステム、簡易マイクシステムについては、17節の一般備品のうち赤外線マイクシステム、これはマイク20台分になりますが、434万7,000円と簡易マイクシステムマイク16台分43万1,000円を計上しております。17節備品購入費では、一般備品総額で1,409万4,000円でございます。先ほど説明をいたしました移動受付支援システムと会議録作成支援音声認識システムの備品のほか2点を計上しております。1点目は、講演会等での感染リスクを防ぐため、町民センターに発表者用の透明アクリルパーティション1万6,500円並びに質問者用や会議用としてハンドワイヤレスマイク6本と充電器3個で30万円を追加購入するための費用を補正するものです。また、町民センターにおいて非接触温度測定システムを2台導入することで出入口での発熱を発見し、感染を未然に防止するために必要となる費用を補正するもので、44万1,000円の計上となっております。次に、18節の負担金補助及び交付金では、中学校修学旅行補助56万7,000円の計上です。こちらは、6月の定例議会で予算措置しました本件について、国のGo Toトラベル事業といった有利な制度の活用を予定しておりますが、このほど日本旅行業協会から旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引が新たに発行されております。その手引等に基づき、バス移動の密集を防ぐ観点から、貸切りバス1台を増車させるための運行費について国や道の制度の対象外となることから、補助金を追加補正するものでございます。道内及び道外での貸切りバス代と駐車料金、高速道路料金を合わせての計上となります。

続いて、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、18節の負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金26万7,000円の計上です。デジタル手続法によりまして5年後をめどに個人番号と戸籍を情報連携することが決定しておりまして、本年度は戸籍の附票と住民基本台帳データを連携させるためのシステム改修を行うこととなっております。この費用について既に当初予算で概算計上しておりますが、事業費の積算が確定したことに伴う予算不足分について補正するものでございます。財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金、対象経費の10分の10を充当いたします。

19ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金補助及び交付金では、北海道自治体情報システム協議会負担金178万6,000円の計上です。令和3年度の報酬改定やその他の制度改正等に伴い、障害者自立支援給付審査支払い等システムを改修する必要があるため、補正するものでございます。財源として障害者地域生活支援事業費補助金2分の1を充当いたします。次に、22節の償還金利子及び割引料では、補助金等返還金3万4,000円の計上です。令和元年度の障害者医療費等負担金について、額の確定に伴い超過交付が発生したため、返還金を補正するものでございます。

続いて、4目の国民年金事務費、18節の負担金補助及び交付金では、7万7,000円の計上です。公的年金等の収入や所得額が一定額以下の年金生活者に対して年金に上乘せして支給される年金生活者支援給付金について、支給対象者となり得る方の所得や世帯情報を日本年金機構に提供することから、国民年金システムの改修を行うため、本町分の負担金を補正するものでございます。財源として国民年金事務費委託金10分の10の対象経費となる予定です。

20ページになります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金では、簡

易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するもので、1,940万7,000円の計上です。

2目予防費の12節委託料の子ども向け定期予防接種業務委託料36万6,000円では、予防接種施行令の改正により令和2年10月1日からロタウイルス感染症が定期予防接種の対象疾病に追加されることに伴い、必要となる予防接種費用としてニセコ医院への委託費を補正するものです。19節扶助費では、同じくロタウイルス感染症が定期予防接種の対象疾病に追加されたことに伴いまして、町外で接種した方に対する扶助費として子ども向け定期予防接種扶助11万7,000円の計上です。

21ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、10目の農業経営基盤強化促進対策費、22節償還金利子及び割引料では、補助金等返還金22万3,000円の計上です。平成30年度に実施されました国の経営体育成支援事業、これは融資附帯型の補助事業になりますが、それについて事業実施者が令和元年度の確定申告等から前年度の課税方法が簡易課税事業者から一般事業者となったことが確認され、本事業において助成を受けた補助金のうち消費税対象分について返還する必要が生じたため、所要額を補正するものです。歳入歳出を同額の補正計上となります。

22ページになります。7款商工費、1項商工費、2目観光費の2,000万円は、財源充当の変更でございます。

3目消費行政推進費、17節備品購入費では、コンピューター機器備品50万円の計上です。消費生活事業の相談業務を行うに当たり、直接役場等の公共機関や相談者の自宅での相談を行うこととなりますが、新型コロナウイルス感染対策の一環としてウェブカメラを搭載したノートパソコン並びにデスクトップパソコンやディスプレイを購入するための費用を補正するものです。財源として地方消費者行政強化交付金10分の10を充当いたします。

23ページになります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目の道路維持費、12節の委託料では、分筆測量業務委託料154万7,000円の計上です。こちらは、N I S E K O生活モデル地区整備事業に伴う町道中学校通の道路改良工事、それから国営事業宮田工区における町道宮田学校通の橋梁架設工事を実施することに伴いまして、用地確定測量が必要となることから、補正するものです。15節の原材料費の道路補修用原材料95万8,000円については、経年劣化による町道の砂利流出や側溝の断面阻害を起こす原因となっております側溝及び側溝蓋の破損が例年より多く、当初予算では対応し切れない状況となっているため、補正をするものでございます。

24ページになります。10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費、10節需用費の消耗品費では25万4,000円の計上です。町内の小中学校では、6月の学校再開後、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式を実践し、マスクの着用、給食中の会話禁止、校内の消毒等を実施しております。今回これまで既存予算で対応していた消毒用品並びに学校行事等での活用を予定しております透明衛生アクリルマスクの購入費について追加補正するものです。財源として学校保健特別対策事業費補助金、この補助率は在籍人数で算出された対象経費の2分の1となりますが、その補助金を充当いたします。

2項小学校費、1目学校管理費、10節の需用費の修繕料では30万円の計上です。今年度実施いたしましたニセコ小学校の消防設備点検において、点検事業者から屋内消火栓設備の不都合により消火水槽の水がポンプアップできない状況にあるとの指摘があり、早急に補修する必要があるため、

修繕料について追加補正するものです。

4項高等学校費、1目高等学校総務費、10節需用費の印刷製本費では5万3,000円の計上です。今年度ニセコ高校の新入生が9名と少なかったことから、当初予算において今年度に向けた生徒募集用のポスター、学校案内パンフレット、学校要覧を全面的にリニューアルし、6月から7月にかけて中学校等に配布を行っております。また、制服のリニューアルも同時に検討しているところでございます。そこで、生徒募集用ポスターの追加版として新たな制服のPRを兼ねたポスターを作成し、10月に再配布するための印刷製本費及び通信運搬費を補正するものでございます。印刷費では、A3片面ポスターは400枚で5万3,000円、11節役務費の通信運搬費では300通分の郵送料3万6,000円の計上です。

5項1目幼児センター費、10節の需用費の消耗品費では、幼児センターにおいて新型コロナウイルス等の感染対策に必要となる職員用マスクやペーパータオルの購入費として19万4,000円の計上です。医薬材料費では、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の購入費として7万3,000円を補正するもので、財源として保育対策総合支援事業補助金10分の10及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金10分の10を充当いたします。22節の償還金利子及び割引料では、補助金等返還金43万2,000円の計上です。令和元年度の子どものための教育・保育給付において、倶知安幼稚園の利用者に対する施設型給付金が当初見込みより少なかったことや年度途中の公定価格の変更により、令和元年度に収入を受けた交付決定額との差額が生じたため、国庫負担分の返還金を補正するものです。また、令和元年度の子どものための施設等利用給付において倶知安町の認可外保育所の利用申込みがありましたが、保護者の都合により利用がなくなり、令和元年度に収入を受けた交付決定額との差額が生じたため、国費の負担分及び道負担分の返還金を補正するものでございます。

25ページになります。6項社会教育費、2目有島記念館費、10節の需用費の消耗品費10万円の計上です。本年4月から6月上旬までの休館中に開館時の感染防止対策として網戸の設置やサーキュレーターを購入したことをはじめ多数の小破修繕を職員で実施したことに伴い、消耗品費が不足する見込みとなったことから、追加補正をするものでございます。14節の工事請負費の軌道仮設工事190万円については、新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言の解除後に鉄道車両を陸送するための大型輸送車が一気に動き出し、車両手配が難しくなり、ニセコエクスプレスの輸送時期が当初の7から8月頃から10月中旬以降に遅れる見込みとなりました。また、予定している設置場所は、線路や敷地の都合で車庫より先に車両を搬入させる必要があり、このままだと10月以降に車庫の建設が始まり、冬季施工による経費の増なども懸念するため、車庫に至る線路に仮設線路を増設することとしました。これにより、車庫の建設を当初の予定どおり施工し、車庫建設後に車両の移送が可能となるほか、今回整備する軌道を新たな展示用線路としても活用できることから、本工事を補正するものでございます。こちらも工事箇所は補足資料として載せてございます。

続いて、歳入について8ページを御覧ください。歳入、8ページでございます。1款町税、2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分3,589万6,000円減額の歳入補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例により猶予を決定した固定資産税4件について今年度の収入見込みがなくなったことから、減額補正するものでございます。

9ページは、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金では、社会保障・税番号制度システム事業費補助金22万6,000円、戸籍の附票と住民基本台帳データを連携するためのシステム改修費について財源となります。社会保障・税番号制度システム整備費補助金、対象経費の10分の10を補正するものでございます。次に、地方創生推進交付金148万5,000円、森林ビジョンを策定するための費用について、財源となる地方創生推進交付金2分の1補助を補正するものでございます。次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,797万6,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の二次分として新たに1億7,903万7,000円が提示され、8月臨時会で既に1億6,106万1,000円を予算措置しております。今回その二次分の未充当でありました1,797万6,000円について、新たな対象事業に充当するため、追加補正するものでございます。

2目の民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では、障害者地域生活支援事業費補助金89万2,000円、障害者自立支援給付審査支払いシステムの改修費について、財源となります。障害者地域生活支援事業費補助金、補助率2分の1を補正するものでございます。

5目の教育費国庫補助金、1節の教育総務費補助金では、学校保健特別対策事業費補助金7万4,000円、新型コロナウイルス感染対策の一環として、町内小中学校で購入する消耗品費について財源となる学校保健特別対策事業費補助金、在籍人数で算出された対象経費の2分の1が補助率となります。その分を補正するものでございます。続いて、4節幼児センター費補助金では、保育対策総合支援事業費補助金22万3,000円、新型コロナウイルス感染対策の一環として、保育所で購入する消耗品費について既存予算も含めて財源となります。保育対策の総合支援事業費補助金10分の10を補正するものでございます。次に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金90万円についても、新型コロナウイルス感染対策の一環として、緊急的に購入する消耗品費について既存予算も含めて財源となる新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金、補助率10分の10で90万円を補正するものです。

10ページになります。16款道支出金、2項道補助金、5目の商工費道補助金、1節の商工費補助金では、消費者行政活性化事業補助金50万円の計上です。消費生活事業の相談業務を行うに当たり整備するノートパソコンやデスクトップパソコン等の更新について、財源となります。地方消費者強化交付金、補助率10分の10を補正するものです。

6目の教育費道補助金、3節の社会教育費補助金の地域づくり総合交付金850万円減額の補正でございまして、ニセコエクスプレスの車庫建設等に関わる整備費について、当初予定しておりました地域づくり総合交付金と過疎債の併用が不利になること、これは補助裏の財源にそのまま過疎債が充当できず、過疎債を充当した残りの2分の1について補助金になることが判明をいたしまして、全額過疎債を充当する方向に財源調整を行ったため、当初予定していた地域づくり交付金、ハード事業分850万円を減額補正するものでございます。

11ページになります。18款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金、1節指定寄附金では、225万円の計上です。役場新庁舎の子ども遊具として1件、新型コロナウイルス対策として1件、そのほか社会福祉へ2件の寄附をお受けしたことによる補正でございまして、新庁舎の子ども遊具200万円と

新型コロナウイルス対策10万円の寄附については本年度予算に充当し、残りの社会福祉については同額を歳出補正し、基金への積立てを行います。

12ページになります。19款繰入金、1項基金繰入金、4目公共施設整備基金繰入金、1節の公共施設整備基金繰入金では、2,000万円の減額補正でございます。6月定例議会で予算措置をいたしましたニセコ駅前温泉綺羅乃湯の地下水調査の業務委託料について、当初公共施設整備基金2,000万円を充当する予定でしたが、緊急防災・減災事業債が充当できる見込みとなり、予定していた基金取崩し額2,000万円を減額補正するものでございます。

13ページになります。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金において、歳入歳出の均衡を図るため、前年度繰越金を1,248万6,000円減額補正するものでございます。

14ページになります。21款諸収入、5項4目23節の雑入では、強い農業づくり事業補助金返還金22万3,000円です。こちらは、平成30年に実施された国の経営体育成支援事業について、消費税の対象分を返還する必要があるため、対象者からの戻入金を補正するもので、同額を歳出補正し、補助金の返還を行います。

15ページになります。22款町債、1項町債、1目総務債、1節の総務管理債では、役場庁舎・防災センター整備事業債1,520万円、役場新庁舎・防災センター整備事業において当初予算で措置している移転支援業務、外構整備基本設計、建築物環境衛生管理技術者講習会、それから一部の備品整備等につきまして、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災・減災事業債、以上が該当できる見込みとなったことから、追加補正するものでございます。次に、西富地区町民センター整備事業債200万円、こちらも5月18日の臨時議会で予算措置をいたしました西富地区町民センター外構工事の増額分について、辺地債が充当できる見込みとなったことから、追加補正するものでございます。

6目の教育債、3節社会教育債では、鉄道遺産群整備事業債940万円、補助金と過疎債の併用を予定しておりましたニセコエクスプレス車庫建設等の整備費について、全額過疎債を充当することとしたため、追加補正するものです。なお、車庫建設や転車台の枕木交換のほか、備品の一部である移動機材についても起債対象経費と認められたことから、その分も合わせて補正計上いたします。

8目の臨時財政対策債、1節臨時財政対策債では757万6,000円、国の地方財政対策に伴う臨時財政対策債の確定により、発行可能額が見込みより増額したため、追加補正するものでございます。

9目の商工債、1節商工債では、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業債2,000万円、6月の定例議会で予算措置いたしました綺羅乃湯の地下水の調査で行います電気探査及びボーリング調査について、緊急防災・減災事業債が充当できる見込みとなったことから、補正するものです。

10目の猶予特例債、1節の猶予特例債では3,580万円、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例による猶予を決定いたしました固定資産税の減額見込み分について猶予特例債を充当する見込みであるため、補正するものでございます。

続いて、4ページまでお戻りください。4ページ、第2表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明をいたしました各起債の追加と変更に関する補正を行うものでございます。まず、追加分ではニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業について、限度額2,000万円、起債の方法は証書借入れ

で、利率は年利2.5%以内ですが、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率としてございます。償還の方法は30年以内で、うち据置き5年以内、その他記載のとおりでございます。猶予特例債については、限度額3,580万円、起債の方法は証書借入れで、利率は年利2.5%以内、償還の方法は1年以内で、満期一括償還でございます。

次に、変更分につきましては、役場庁舎・防災センター整備事業について、左側、変更前の限度額13億3,910万円を1,520万円増額し、13億5,430万円として、起債の方法と利率、償還の方法については補正前と同様でございます。5ページの西富地区町民センター整備事業について、左側、変更前の限度額190万円を200万円増額し、390万円として、起債の方法と利率、償還の方法については補正前と同様でございます。鉄道遺産群整備事業について、左側、変更前の限度額860万円を940万円増額して1,800万円として、起債の方法と利率、償還の方法については補正前と同様でございます。臨時財政対策債について、左側、変更前の限度額8,000万円を757万6,000円増額し、8,757万6,000円とし、起債の方法と利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、26ページに地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

議案第6号については以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時09分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（林 知己君） それでは、引き続き日程第17、議案第7号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の27ページでございます。議案第7号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,926万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入は28ページ、歳出を29ページに載せてございます。

30ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入、31ページは歳出を載せてございます。

歳出の合計額、補正額 6 万6,000円の財源については、全て一般財源でございます。

先に、歳出の33ページをお開きください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、22節償還金利子及び割引料の後期高齢者保険料還付金では、6万6,000円の計上です。令和2年1月から3月にかけて被保険者のご逝去が相次ぎ、また過誤納額を精算することが困難な年金からの特別徴収該当者となっている事案が多く発生をいたしました。精算に当たっては、日本年金機構からの通知を待ち、還付等の手続を行うこととなりますが、年金機構からの通知は、おおむね6か月程度経過した時期に届くため、年明けの事案は歳出還付の対象となります。その還付金について当初予算で対応しておりましたが、いまだ通知が届いていない対象事案が4件あり、予算不足が見込まれるため、その所要額について補正するものでございます。

次に、32ページの歳出でございますが、4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目1節保険料還付金では6万6,000円、令和元年度の被保険者のご逝去に伴う保険料還付事案のうち年度を越えて対応すべき事案が多く発生したため、その収入見込額について補正するものでございます。

議案第7号については以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算について説明をいたします。

議案の35ページになります。議案第8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,940万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,387万4,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が36ページ、歳出を37ページに記載してございます。

38ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

39ページの歳出を御覧ください。下の合計の欄でございますが、今回の補正額1,940万7,000円の財源については、全て一般財源となっております。

先に、41ページ、歳出から説明をいたします。41ページ、2款管理費、1項維持管理費、1目維持管理費、14節の工事請負費では、水道施設維持補修工事で300万円、漏水対応が多発いたしまして、突発的な修理工事分として計上しております既存予算300万円をほぼ支出したことから、今後の漏水発生時に迅速に対応するため、工事費を補正するものでございます。

42ページになります。3款建設改良費、1項1目建設改良費、12節の委託料では、40万7,000円の計上です。ニセコ地区の周辺で将来に向けた水源水量拡張の可能性を検討するため、いこいの村地区の水源上流部にある河川3か所分の水質検査費用を補正するものでございます。14節の工事請負費では、配水管移設工事で1,600万円、北海道で進められている道の駅ニセコビュープラザ周辺の電



線地中化事業に伴いまして、道道岩内洞爺線沿線にある水道本管を移設するための工事費を補正するものでございます。こちらの工事箇所としては、別冊の補足資料にも載せてございますので、御覧いただきたいというふうに思います。

なお、本事業につきましては、財源として移設補償費が見込まれるほか、過疎債及び簡水債を申請する予定ですが、それぞれの金額が固まった時点で改めて歳入補正を行いたいと考えてございます。

次に、40ページの歳入でございます。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、歳入歳出予算補正に伴う収支均衡による一般会計繰入金1,940万7,000円の補正でございます。

議案第8号については以上でございます。

なお、本補正予算に関わります各会計総括表及び一般会計歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳については別冊の補正予算資料を御覧いただきたいというふうに思います。

提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、ただいま説明がありました議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件から議案第8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件までの4件は、質疑、討論、採決を9月16日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の件から議案第8号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件までの4件は、質疑、討論、採決を9月16日に行うことに決しました。

#### ◎日程第19 発議第8号から日程第21 発議第10号

○議長（猪狩一郎君） 日程第19、発議第8号 地方税財源の確保を求める意見書案から日程第21、発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案までの3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

篠原正男君。

○1番（篠原正男君） 地方税財源の確保を求める意見書案の説明をします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国に対して令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、地方の安定的な財政運

営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額を確保、充実することなどを確実に実現されるよう強く要望するための意見書の提出を提案いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、木下裕三君。

○2番（木下裕三君） 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の説明をします。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本町も大きな打撃を受けています。今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが重要であり、そのためには地域の強みである食や観光に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠です。

また、北海道でも近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など様々な課題を抱えています。加えて、本町は、積雪寒冷の度合いが甚だしく、除排雪等に要する費用も多額になっています。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況が続いており、国と地方の適切な役割分担の下、道路関係予算の確保が重要です。

よって、国に対して、国土の根幹をなす高規格道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス終息後の物流、観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理充実、強化が図られるよう、必要な予算の確保などが確実に実現されるよう強く要望するための意見書の提出を提案いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君） プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案。

意見書の趣旨を説明させていただきます。

プラスチックごみによる生態系への影響が深刻化する中、この問題の解決は世界的な規模で考えていかなければならなくなっています。

UNEP（国連環境計画）は2018年、プラスチックごみの廃棄量が年間約3億トンに及ぶという推計を発表しました。そのうちの約800万トン以上が海に流出していると言われています。特に5ミリ以下のマイクロプラスチックや洗顔料や化粧品などに使用されているマイクロビーズを魚や鳥、動物が飲み込み、人体への影響が危惧されています。国際社会では使い捨てプラスチック製品の製造、販売、流通の禁止の流れが強まっています。

2018年、カナダでG7（主要7か国首脳会議）においてプラスチックごみが大きな議題の一つになりました。海洋プラスチック憲章がまとめられ、英、仏、独、伊、カナダの5か国が署名しましたが、日本と米国は署名しませんでした。

日本は米国に次いで2番目に使い捨てプラスチックの廃棄量が多く、年間900万トンのプラスチックごみを排出しています。

日本は国の責任において生産段階からプラスチックごみを出さない対策に速やかに取り組むことを強く求めます。

海洋プラスチック憲章の初めに、2030年までに100%のプラスチックがリユース、リサイクル、回収可能となるよう産業界と協力するとあります。また、環境省によると、海洋には毎年800万トン以上のプラスチックごみが流出しており、これをジャンボジェット機の機体の重さに換算すると、1年間に5万機分の重さのごみを海に捨てていることとなります。海には既に1億5,000万トンものプラスチックごみがあり、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという推定もされています。

以上、皆様の慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議第8号 地方税財源の確保を求める意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている地方税財源の確保を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、地方税財源の確保を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

これより発議第9号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することに決しました。

これより発議第10号 プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっているプラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、プラスチックごみを出さないシステムの確立を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

#### ◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、9月9日から9月15日までの7日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月9日から9月15日までの7日間休会することに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、9月16日の議事日程は当日配付します。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)